

30第12号陳情 小平・村山・大和衛生組合資源物中間処理施設に関する陳情

受理年月日 平成30年2月15日

陳情者 東大和市向原6-1389-3  
ひつまぶしの会  
代表 柳下 進

付託する委員会 建設環境委員会

陳情趣旨

小平・村山・大和衛生組合資源物中間処理施設（以下、「廃プラ施設」という。）建設への市税の投入（分担金等の名目のいかんを問わず）は市税の使い方として不適当かつ妥当性に欠ける。との決議を東大和市議会に求めるもの。

陳情理由

小平・村山・大和衛生組合及び小平・東大和・武蔵村山市の4団体が、廃プラ施設の必要について主張する根拠に、疑問が出てきていること及び主張・根拠には具体性に欠け抽象・観念的な曖昧な点多々ある。このような状況で衛生組合が26億円（起債・一般財源での調達）の高額な廃プラ施設を建設し、自己負担分18億30百万を小平・東大和・武蔵村山市で将来負担することは、市税の使い方として不適当、妥当性に欠けると言える。なお、運営経費も長期包括的運営委託方式を採用し、仮にその期間を10年とすると24億円が固定経費となる。このように市に将来の財政負担を増大させ、ひいては市民に負担増を強いることは市民として看過することはできない。

具体的には次のとおり。

1. 新焼却施設のごみ処理量

小平・村山・大和衛生組合（以下、「組合」という。）が主張し根拠とする理由が、組合から開示された資料で覆され、根拠が崩れていること。

組合は、廃プラ施設を、市民生活に必要不可欠な施設として建設する。資源化を行わずに、小平中島町にあるごみ焼却施設で焼却しサーマルリサイクルを行うことは、ごみ搬入量を現在よりも増加させ、新しい焼却施設の規模を、資源化を行う場

合に比べ、大きくすることになります。(添付資料1-1)と、ごみ量の減量対策の主張のもとに事業を進めてきた。

ところが、組合から提出された資料(添付資料2)では、サーマルリサイクルしてもごみの量が増加しないことが判明した。

可燃ごみ、不燃、粗大ごみの合計額推移の実績は、

地域連絡協議会資料(平成28年11月12日)から	添付資料2
平成22年度実績 73,693トン	平成28年度実績 69,774トン
平成23年度実績 74,137トン	平成30年度予測 69,729トン
平成24年度実績 74,240トン	平成31年度予測 64,056トン
平成25年度実績 73,307トン	前年度比 5,673トン減少
平成26年度実績 71,720トン	

上記のとおり、実績・予測とも減少傾向にある。また、3市の総人口も平成26年度実績で見込まれた平成28年度予測、352,143人に対し実績は348,150人と、3,993人、1.1%と減少している。

小平市が有料化する平成31年度は、添付資料2の予測では、前年に比べ5,673トンと大きく減少する。小平市が現行どおりサーマルリサイクル処理を続けてもごみ量はふえることはないことが判明している。

また、添付資料3、「3市共同資源物処理施設の有料化の設置に伴うごみ処理量の減量見込み」では年間1,600トン程度の削減となっている。これは有料化効果で十分吸収できることを明示している。(上記1,600トンに関し、添付資料1-2で、2%の削減量は重量比であり、仮に焼却処理するとなると、3市の容リプラを受け入れる容積が必要になるため、焼却炉を大きくする必要があります。との見解を示しているが、少なくとも武蔵村山市はその必要はない。これに象徴されるように見解には新たな要素を加味する等飛躍がある。精緻に説明すべきである。)

3市のごみ量は減少傾向にあり、小平の有料化、さらには平成34年度の武蔵村山市のごみ有料化により、より大きく減少することを明示している。組合が廃プラ施設建設の根拠とする「ごみ搬入量を現在よりも増加させる」は間違いであることをみずから作成した資料で証明している。

廃プラ施設建設の理由・根拠が覆され建設の必要性がないことが判明している。

## 2. 3市の枠組みの崩壊等について

枠組み崩壊等については、懇談会等でさまざまな答弁がなされているが、ここでは直近の答弁を取り上げる。行政の答弁、「3市の枠組みを続けていくことは必要性また重要性があり、それを本当に失うか否かという状況にあるという現実

は、」（平成30年2月1日発行東大和市議会だより第261号）から引用  
行政答弁の「必要性または重要性がある」は論をまたない。「それを本当に失  
うか否かという状況にあるという現実は、」については過去に小平市が東大和市に  
対し、組合から出ていけとの発言があった？（真偽は不明）あるいは、組合の構  
成市のどこかが脱退を表明しその構成市の市議会が議決したのか？議決の見込み  
にあるのか？等具体的に説明すべきである。廃プラ施設の建設が始まるこの段階  
では、抽象・観念的な説明でなく、市民が理解できる事実を示すべきである。

ちなみに、一部事務組合の解散について、の規定の要旨は、  
地方自治法 第288条 （解散）解散は構成団体の協議、都知事に届け出  
第290条 協議にあたっては、関係地方公共団体の議会の議決を  
経なければならない

等とある。この規定等に照らし、「それを本当に失うか否かという状況にあるとい  
う現実」について具体的に何を意味するのか説明すべきである。

### 3. 焼却炉の耐用年数について

この点も答弁は、さまざまの表現で説明されているが、直近の答弁を取り上げ  
る。

行政の答弁、「例えば1年おくらせると非常に安くできるということが担保で  
きるのであれば、それも選択肢の一つとしてあり得ると思うが、現状の施設がか  
なり老朽化しており、安定的に処理をするのに支障を来す事実もでてきている中  
で、やはり平成33年を目指して早急に施設を更新していかなければならないと  
認識している。」（平成30年2月1日発行東大和市議会だより第261号）から引用  
組合のホームページでは、

3号焼却炉 昭和50年3月竣工、平成2年改修

4号焼却炉、5号焼却炉 昭和61年11月竣工とあり、改修後27年経過、  
竣工後32年弱経過していることがわかる。また、組合の平成29年10月の（仮  
称）新ごみ焼却施設の整備基本計画（案）1ページには、「ごみ処理施設は25年  
から30年が一般的と言われている稼働年数」とある。

ここでも、前期の組合の解散議論同様、「安定的に処理をするのに支障を来す  
事実も出てきている」その具体的な事実を説明すべきである。

稼働年数到達が老朽化し即使用不可能となるとは一般的には言えない。本件に  
ついて具体的にすべきである。そこで、行政としては当然のことながら、焼却炉  
の大小修繕履歴、修繕計画等の情報開示と支障の事実を明示して論ずるべきであ  
る。同時に耐用年数以降の継続使用の場合の費用見積もりを明示すべきである。

#### 4. 民間委託について

これについても、自区内処理の原則や武蔵村山市が平成31年3月末までを受け入れ期限としている等のさまざまな説明がある。

平成30年2月4日の当会の定例会で、武蔵村山市議会議員須藤氏から、比留間運送は東大和市同様の容プラ、ペットボトルの処理を東村山市からも受注しているとの発言がありました。この事実の確認をぜひしてください。これが仮に事実であるなら、東大和市は武蔵村山市に受け入れを継続するよう要請すべきであるし、今までの市民への説明にもそごが生じてくる。さらには、念のため武蔵村山市は可燃・不燃・資源物等全てのごみの受け入れを他市からしていないのかを確認してください。自区内処理の原則を主張しているのです。本来ならば、東大和市長は武蔵村山市長と現行どおりの継続を協議すべきである。廃プラ施設ができたら、武蔵村山市の容プラ、ペットボトルは東大和市に持ち込まれるという矛盾？がある。

以上のとおりが主な点である、結論としては、このような不明瞭なまま廃プラ施設を建設し、そこに市税を投入することが、人口減・高齢化、財政の脆弱化が進む中で、市民のためになるのか？妥当な判断なのか？を議会として真摯に議論していただくものである。ひいては、組合の正副管理者である、3市の市長に廃プラ施設の建設ありきとも思われる事業展開ではなく、何が3市にとりベストなのかを真摯に協議していただくことを要望するものである。